

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年7月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理建屋モータコントロールセンタユニットの取替えの為の事前点検時、専用工具使用でしゃ断器「入」状態での扉解錠不良が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	NO. 4水素ガストレーラー供給配管ストレナにおいて、フランジに水素ガスの微少なリークが認められたため、フランジを点検・修理	D	
3	1号機	購買契約手続業務において、業務処理の所管箇所に誤りが認められたため、関係者へ周知及び対応検討	D	
4	1号機	ドライウェル床ドレンサンプ流量記録計において、指示不良（瞬時変動）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
5	1号機	非常用炉心冷却系入口圧力監視用モニタ装置において、映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
6	1号機	使用済燃料プール内での中性子源の保管状況確認時、本来当該プール内に保管されているべき中性子源（20個中10個）がサイトバンカに移送されていたため、原因を調査及び対応検討	B	7月11日公表済 (PDF43kB)
7	2号機	主復水器細管洗浄装置（A1・B2・C1・C2）ボール回収器において、ベント弁及びドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）出口試料採取用恒温装置（TICS-59-17）のデジタル温度計において、デジタル表示部の一部に表示不良が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
9	3号機	原子炉圧力容器温度記録計（TRS-2-3-89）において、打点13（下部ヘッド温度）に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
10	3号機	主発電機密封油装置真空ポンプ（A・B）において、ドレンチャンバに汚れが認められたため、ドレンチャンバを点検・清掃	D	
11	3号機	エリア放射線モニタ記録計において、CH. 35（復水脱塩装置再生室）の下限警報発生が認められたため、当該モニタを点検・校正	D	
12	4号機	排ガス系サンプリング委託作業において、サンプリング後の洗浄工程途中で、連絡がないまま他の業務を行い、当該サンプリング作業の完了（洗浄工程終了）に遅れが認められたため、是正及び対応検討	C	
13	5号機	水素ガス供給設備安全弁（RV-89-333）において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	5号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプにおいて、グランドリーク量の増加及び締め代の減少が認められたため、グランドパッキンを交換	対象外	
15	5号機	廃棄物処理系廃液フィルタ入口弁（AO-113）において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	所内ボイラ西側窒素ガス配管用トレンチにおいて、トレンチカバー（鋼製）に腐食が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
17	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器の逆洗操作時、「逆洗水流量低」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
18	6号機	主復水器細管洗浄装置（C1）ボール循環ポンプ吐出圧力計において、指示不良（指針固着）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
19	6号機	中央制御室（CP-31）のタービン振動記録計（第1・2軸受用）において、紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
20	6号機	所内ボイラ室空調用冷却水タンクの冷却水ポンプリサイクル配管において、タンクとの接続部よりリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	集中環境施設	消火系圧力空気槽ドレン弁及び安全弁（R25-F021-F012）において、いずれかにシトリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	集中環境施設	補助建屋の消火系ドレン配管において、建屋出口の配管に腐食が認められたため、当該配管を補修塗装	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで